

雨竜町地域防災計画

雨 竜 町 水 防 計 画

令和2年6月

雨 竜 町 防 災 会 議

〔目 次〕

水 防 計 画

第 1 章 総 則	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 用語	2
第 3 節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	4
第 2 章 水防組織	7
第 1 節 町の水防組織	7
第 2 節 大規模氾濫減災協議会	8
第 3 章 予報及び警報等の伝達	9
第 1 節 組織計画	9
第 2 節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等	10
第 3 節 指定河川洪水予報	15
第 4 節 水防警報	16
第 5 節 水位情報の通知及び周知	18
第 4 章 雨量、水位等の通報及び公表	20
第 1 節 水位等の通報及び公表	20
第 2 節 水防管理者等の情報収集	22
第 5 章 ダム、水門等の操作	24
第 6 章 通信連絡	26
第 7 章 水防施設及び輸送	28
第 1 節 水防資機材	28
第 2 節 輸送の確保	29
第 8 章 巡視、警戒及び重要水防箇所	30
第 1 節 巡視及び警戒	30
第 2 節 重要水防箇所	31
第 9 章 水防活動	32
第 1 節 町の非常配備体制	32
第 2 節 警戒区域	34
第 3 節 水防作業	34
第 4 節 緊急通行	34
第 5 節 避難のための立退き	35
第 6 節 決壊、越水等の通報	36
第 7 節 水防解除	37
第 10 章 協力及び応援	38

第 11 章	水防信号、水防標識及び身分証票	40
第 1 節	水防信号	40
第 2 節	水防標識	40
第 3 節	必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票	41
第 12 章	費用負担と公用負担	42
第 1 節	費用負担	42
第 2 節	公用負担	43
第 13 章	水防報告	44
第 14 章	水防訓練	45
第 15 章	災害補償等	46
第 16 章	退職報償金	47
第 17 章	水防協力団体	48
第 18 章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	49
第 19 章	指定水防管理団体の水防計画及びその作成要領	51
資 料		52
様 式		63

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事（以下「道知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる雨竜町（以下「町」という。）が第33条第1項の規定に基づき、町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町の地域にかかる河川、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下も同じ。）、洪水、大雨出水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

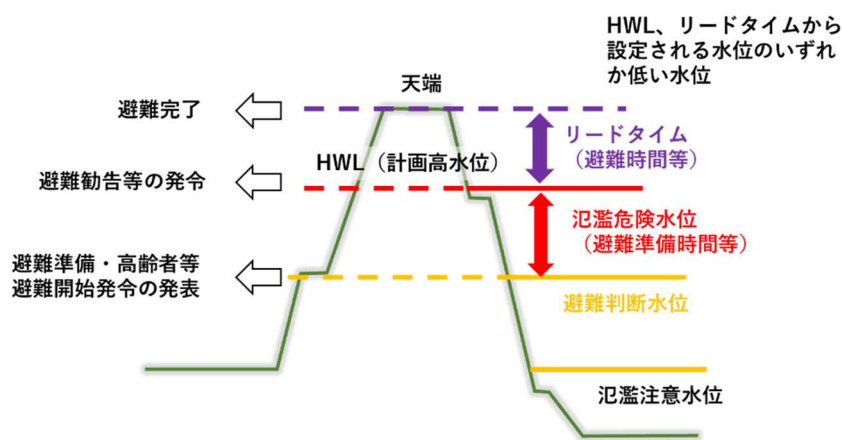
第2節 用語

主な水防用語の意義は次のとおりである。

標 記	説 明
水防管理団体	水防の責任を有する町をいう。(法第2条第2項)
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として道知事が指定したものをいう。(法第4条)
水防管理者	水防管理団体の長である町長をいう。(法第2条第3項)
消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう。(法第2条第4条)
消防機関の長	消防団の長をいう。(法第2条第5項)
水防団(消防団)	法第6条に規定する水防団をいう。
量水標管理者	量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう。(法第2条第7項、法第10条第3項)
水防協力団体	法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体で、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう。(法第36条第1項)
洪水予報河川	国土交通大臣又は道知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は道知事は、洪水予報河川について、気象庁と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う。(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。
水防警報	国土交通大臣又は道知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川(水防警報河川等)について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第2条第8項、法第16条)
水位周知河川	国土交通大臣又は道知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は道知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知又は周知を行う。(法第13条)
水位周知下水道	道知事又は町長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等、道知事又は町長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位(雨水出水特別警戒水位)に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。(法第13条の2)
水防団待機水位(通報水位)	洪水のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに道知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。(法第12条第1項に規定される通報水位(推定水位))。
氾濫注意水位(警戒水位)	水防団待機水位(通報水位)を超える水位であり、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は道知事が定める水位をいう。(法第12条第2項に規定される警戒水位) なお、水防機関の出動の目安となる水位である。

標 記	説 明
避難判断水位 (国管理河川)	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。町長の避難準備・高齢者等避難開始等の発令判断の目安となる水位。
氾濫危険水位 (特別警戒水位)	国土交通大臣が定める河川において、洪水により、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。町長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位をいう。（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。 氾濫危険水位に相当し、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	過去の洪水で堤防が損壊した箇所等、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は道知事が指定した区域をいう。（法第14条）

【参考】



水 位	避難行動及び水防活動の目安
天端	避難完了
氾濫危険水位（特別警戒水位）	避難勧告等発令の目安
避難判断水位	避難準備・高齢者等避難開始発令の目安、水防団指示の目約
氾濫注意水位（警戒水位）	水防団出動の目安
水防団待機水位（通報水位）	水防団待機の目安

第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に関係ある機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

第1 水防の責任

町は、町域における水防を十分に果たすべき責任を有する。(法第3条)

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 水防管理団体（町）

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (7) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (8) 警戒区域の設定（法第21条）
- (9) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (10) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (11) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (12) 公務負担（法第28条）
- (13) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (14) 水防協力団体の指定（法第36条）

2 道

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (4) 気象予報及び警報の伝達（法第10条の3項）
- (5) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第3項、第11条第1項、第13条の4）
- (6) 水位通報及び公表（法第12条）
- (7) 水位周知河川の到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- (8) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項、第2項及び第3項）
- (9) 水防警報及び通知（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (10) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (11) 緊急時の水防管理者（町長）、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）

(12) 水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

3 国土交通省（北海道開発局札幌開発建設部）

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、第 14 条の 2 第 2 項）
- (3) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- (4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の市町村長への通知（法第 13 条第 2 項）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (7) 重要河川における道知事等に対する指示（法第 31 条）
- (8) 特定緊急水防活動（法第 32 条）
- (9) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (10) 道又は水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

4 気象庁（札幌管区気象台）

- (1) 気象予報及び警報の通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項及び第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

5 量水標管理者

- (1) 水位の通報及び公表（法第 12 条第 1 項及び第 2 項）

6 居住者等

- (1) 水防活動への従事（法第 24 条）
- (2) 水防通信への協力（法第 27 条）

第3 安全配慮

洪水発生時においては、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員等自身の安全は確保しなければならない。

また、水防管理者（町長）は、水防団員等自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

1 配慮すべき事項

- （1）水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- （2）水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- （3）水防活動には、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- （4）水防活動の指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防団員を随時交代させる。
- （5）水防活動は、原則として複数人で行う。
- （6）水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- （7）水防活動の指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- （8）水防活動の指揮者は、水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- （9）水防活動の指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- （10）出水期前に、水防団員等を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第1節 町の水防組織

第1 町の組織

町は、町災害対策本部条例（昭和28年条例第6号）の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、その総括は総務課長が行う。

第2 町防災会議

法第33条の規定に基づく水防計画の調査及び審議は、町防災会議で行う。

資料1 雨竜町防災会議の組織	P53
----------------	-----

第3 水防本部の組織及び業務分担

水防本部の組織及び業務の分担は、雨竜町地域防災計画（以下「町防災計画」という。）一般災害対策編第3章第1節の第1及び第3を準用する。

第4 消防機関の組織等

消防機関の組織及び水防分担区域は次のとおりとする。

区分	代表	所管区域
滝川地区広域消防事務組合 滝川消防署江竜支署	支署長	町内全域
雨竜消防団第1分団	第1分団長	第1町内、第2町内の1、第2町内の2、 第3町内、第7町内、第8町内、第9町内、 第10町内
雨竜消防団第2分団	第2分団長	第2町内、第4町内、第5町内、第6町内、 第11町内

資料2 消防機関の組織	P54
-------------	-----

第2節 大規模氾濫減災協議会

第1 大規模氾濫減災協議会

1 法第15条第9項の規定により、国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

ア 国土交通大臣

イ 北海道知事

ウ 当該河川の存する市町村の長

エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

オ 当該河川の河川管理者

カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区气象台長、又は地方气象台長

キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他国土交通大臣が必要と認める者

2 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

3 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な

事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

第2 北海道大規模氾濫減災協議会

1 法第15条第10項の規定により、国土交通大臣は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

ア 北海道知事

イ 当該河川の存する市町村の長

ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

エ 当該河川の河川管理者

オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区气象台長、又は地方气象台長

カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他国土交通大臣が必要と認める者

2 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

3 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

第3章 予報及び警報等の伝達

第1節 組織計画

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区分	種類	発表機関	概要
気象予警報 （ 法第10条1項 気象業務法 第14条の2第1項 ）	大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報、洪水注意報、洪水警報	札幌管区気象台	一般向けの注意報、警報の発表をもって代える
洪水予報 （ 法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項 ）	注意報、警報、情報	北海道開発局 札幌管区気象台共同	洪水予報河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 (法第16条)	待機、準備、出動、指示、解除	北海道開発局 道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

第1 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第1項、第2項及び第3項の規定により、札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び道知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

1 水防活用の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意、警報及び特別警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報、警報	一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報	内 容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。

(大雨警報・洪水警報を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まっているかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で示した情報（常時10分毎に更新）。

2 指定河川洪水注意報及び警報

法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項の規定により、水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	内 容
〇〇川（洪水予報河川）洪水注意報	洪水予報河川に対して行う洪水注意報。洪水によって水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。〇〇川氾濫注意情報との標題で発表する。
〇〇川（洪水予報河川）洪水警報	洪水予報河川に対して行う洪水警報。洪水によって重大な水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。氾濫か広域に及ぶ河川では、氾濫後において、氾濫により浸水する区域及びその水深を予報する。〇〇川氾濫警戒情報、〇〇川氾濫危険情報〇〇川氾濫発生情報との標題で発表する。

第2 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

1 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」・「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

早期注意情報（警報級の可能性）の[高]及び[中]の利活用のイメージ

	翌日まで 積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、 台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象。	2日先から5日先まで 台風・低気圧・前線などの大規模な現象に 伴う大雨等が主な対象。
発表時刻・発表単位	天気予報に合わせて発表 毎日05時・11時・17時に、一次細分区域ごとに発表	週間天気予報に合わせて発表 毎日11時・17時に、府県予報区ごとに発表
[高] 対象区域内の いずれかの市町村で 警報発表中、又は、 警報を発表する ような現象発生 の可能性が高い状況。	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の[高]が発表されたときは、危険度が高まりつつあり、「 <u>警報に切り替える可能性が高い注意報</u> 」や「 <u>予告的な府県気象情報</u> 」等がすでに発表されているが、まもなく発表されることを表しています。命に危険が及ぶような警報級の現象が予想される <u>詳細な時間帯を気象警報・注意報等で確認してください。</u>	数日先の早期注意情報（警報級の可能性）の[高]や[中]が発表されたときは、 <u>心構えを早めに高めて、これから発表される「台風情報」や「予告的な府県気象情報」の内容に十分留意するようにしてください。</u>
[中] [高]ほど可能性が高くないが、対象区域内の いずれかの市町村で 警報を発表する ような現象発生 の可能性がある状況。	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の[中]が発表されたときは、これをもって直ちに避難等の対応をとる必要はありませんが、 <u>深夜などの警報発表も想定して心構えを一段高めておくようにしてください。</u>	

※ 大雨に関して、翌日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。

（内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」②P49の内容に基づき整理）

2 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されており、観測結果や予報事項に冠する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便に増進することを目的とする情報

3 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予測される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

4 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される情報。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

5 土砂災害警戒情報

「大雨警報（土砂災害）」発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するために対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、北海道（各振興局建設管理部及び各総合振興局建設管理部）と気象庁（札幌管区気象台）から共同で発表される情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）

6 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に一次細分区域単位で発表される情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

これらの各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

- ア 台風に関する気象情報
- イ 大雨に関する気象情報
- ウ 記録的短時間大雨情報
- エ その他、水防活動に密接に関連する気象情報

第3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

大雨警報・洪水警報の危険度分布等の種類は、次のとおりである。

1 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

2 大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

3 洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

- ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

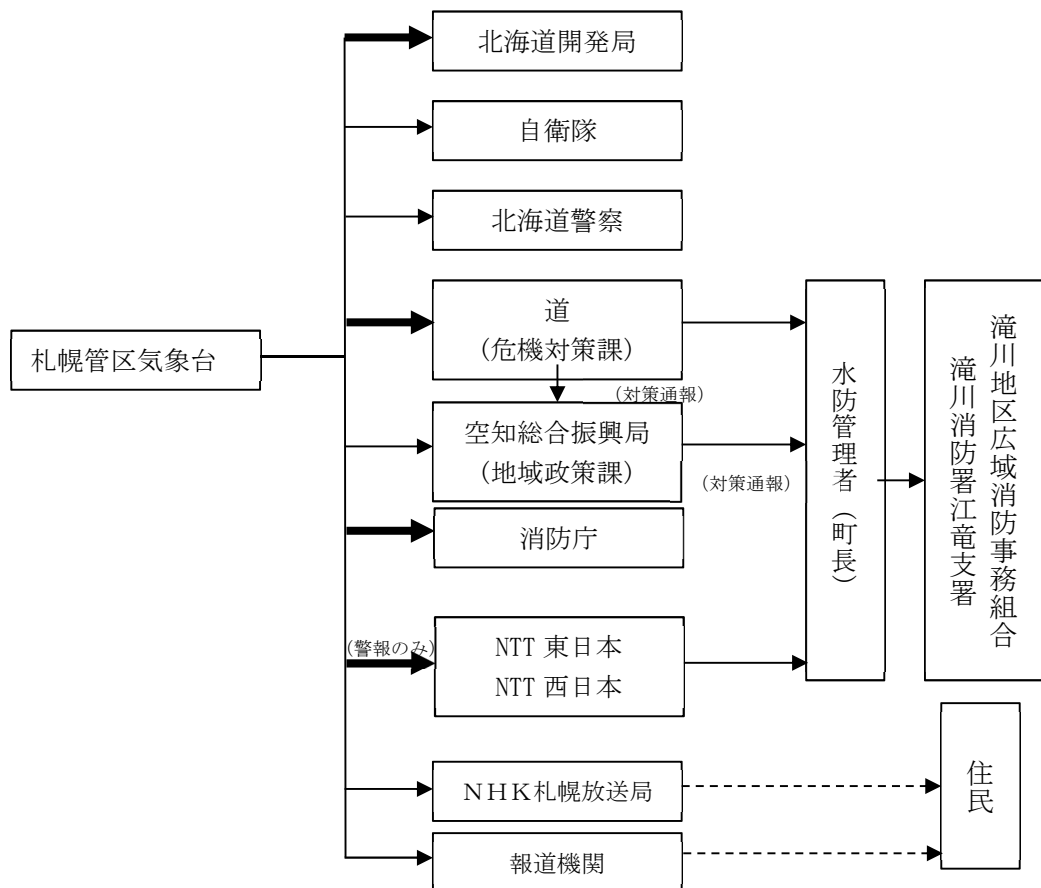
4 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

第4 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達系統図は、次のとおりである。なお、道から水防管理者(町長)への通知は、北海道防災情報システムにより行われる。また、警報事項の通知については、NTT東日本及び西日本より通知される。

水防活動利用に適合する予報及び警報の伝達系統図



(注意： ➡ は警報の法定伝達経路、 ---➡ は放送)

第3節 指定河川洪水予報

道知事は、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、知事が指定した河川について、洪水予報したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、道知事が指定した河川について通知をした道知事は、避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に関する事項を通知する。

第1 洪水予報の種類、危険度レベル、水位の名称、発表基準等

洪水の危険レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報 (予報文の標題)	発表基準	町、住民に求める行動
レベル5	洪水警報	(氾濫発生)	〇〇川 氾濫発生情報	氾濫の発生 (レベル5水位)	住民の避難完了
レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	〇〇川 氾濫危険情報	氾濫危険水位 (レベル4水位)に 到達	町長は避難勧告 等の発令を判断 住民は避難を判 断
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	〇〇川 氾濫警戒情報	避難判断水位(レ ベル3水位)に到達 し、さらに水位の上 昇が見込まれる場 合、あるいは一定時 間後に氾濫危険水 位(レベル4水位) に到達することが 見込まれる場合	町長は避難準備・ 高齢者等避難開 始の発令を判断 住民は、氾濫に関 する情報に注意 し避難を判断
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川 氾濫注意情報	氾濫注意水位(レベ ル2水位)に到達 し、さらに上昇する おそれがあるとき	水防団出動
レベル1	(発表 なし)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機

第2 国の機関が行う洪水予報

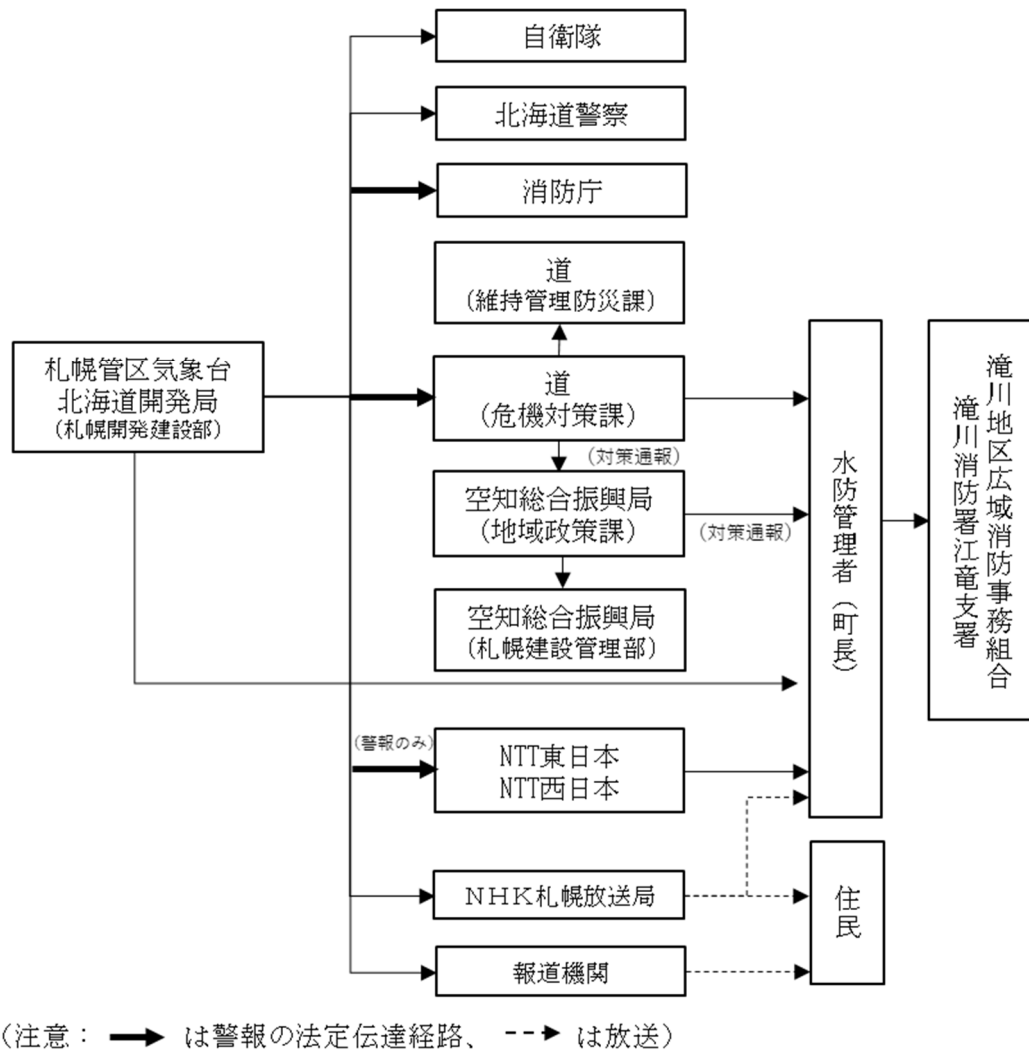
1 洪水予報河川

法第10条第2項の規定により、国土交通省と気象庁が共同して洪水予報を行う河川は、次のとおりである。

洪水予報河川（国土交通大臣指定）

水系名	河川名	実施機関
石狩川	雨竜川	札幌管区気象台 札幌開発建設部
	尾白利加川	
	恵岱別川	

2 国の機関が行う洪水予報の伝達系統図



第4節 水防警報

道知事は、法第16条第1項及び第2項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は道知事が指定した河川について水防警報をしたときは関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

第1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあつては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

第2 洪水時の河川に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

道知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は道知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じ、直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動機関が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

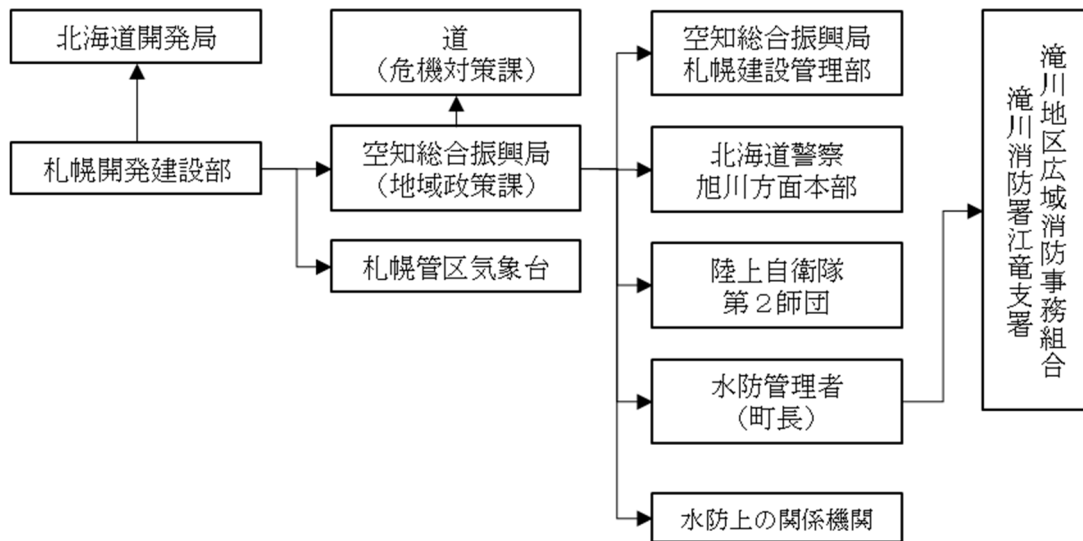
第3 国土交通大臣が行う水防警報

1 水防警報指定河川

水系	河 川 名	担当
石狩川	雨竜川	札幌開発建設部
	尾白利加川	
	恵岱別川	

2 水防警報伝達系統図（国土交通大臣実施）

図 北海道開発局が発表する場合（国土交通大臣が行う水防警報）



第5節 水位情報の通知及び周知

法第13条の規定により国土交通大臣又は道知事が指定した水位周知河川について、水位が法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知する。

また、道知事が指定した河川について通知をした道知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知にかかる事項を通知するものとする。

国土交通大臣及び道知事が指定した河川の洪水特別警戒水位は、天端から地域住民への情報伝達、避難準備及び避難場所への避難に要する時間の水位上昇を差し引いた氾濫危険水位であり、氾濫危険水位設定に当たっては、過去の水位観測データ、流域の特性、避難に関する情報、既定の計画水位等を総合的に判断して決定する。

第1 道知事が行う水位情報の通知及び周知

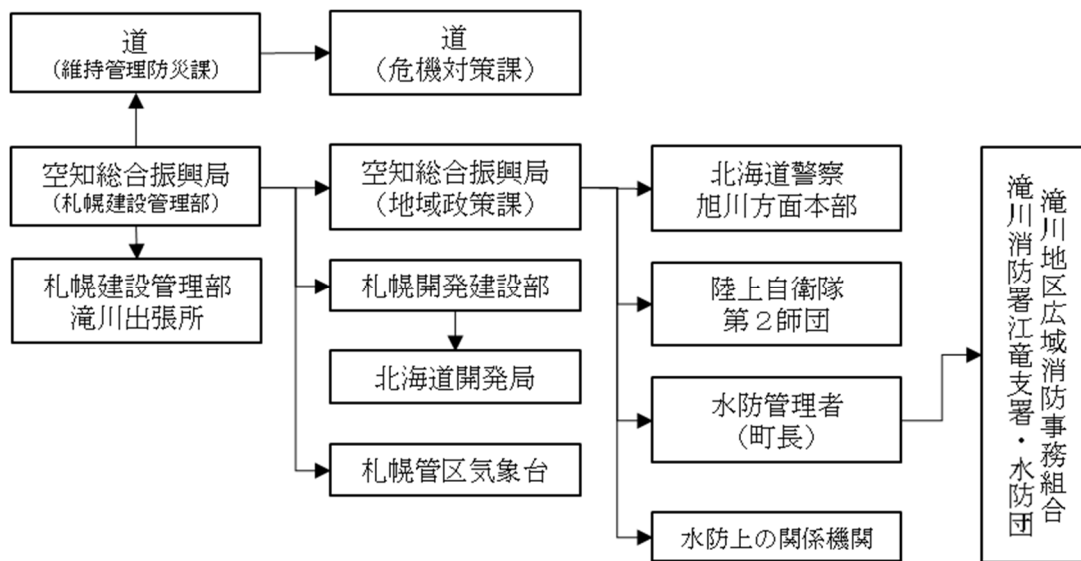
1 水位周知河川

法第13条の第2項の規定により、町おける道知事が水位情報の通知を行う水位周知河川は、以下のとおりである。

避難判断水位到達情報通知の実施責任者は、上川総合振興局長とする。

河川名	基準水位 観測所	水防団 待機水位	氾濫注意 水 位	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位	実施機関
雨竜川	雨竜川	217.00	217.48	217.85	218.12	空知総合振興局 札幌建設管理部

2 水位情報の伝達系統図



第4章 雨量、水位等の通報及び公表

第1節 水位等の通報及び公表

第1 水位の通報及び公表

1 雨量、水位の観測所

町内の雨量、水位観測所及びその水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）等は、下表のとおりである。

（1）雨量観測所

町の区域内に設置された雨量観測所は、次のとおりである。

所轄区分	河川名	観測所名	観測地点（所在地）	標高	種別
札幌開発建設部	雨竜川	雨竜橋	雨竜郡妹背牛町7区 （茜橋上流約160m）	39.0m	テレメータ 雨量
北海道	尾白利加川	国領	雨竜郡雨竜町字上オシラリカ原 野348番地の8 （道道432号線国領橋付近）	231.0m	テレメータ 雨量
北海道	恵岱別川	恵岱別	雨竜郡雨竜町字桂の沢1160番4 （桂沢橋地点）	68.0m	テレメータ 雨量
札幌管区 气象台	その他	雨竜	雨竜郡雨竜町字満寿	42.0m	テレメータ 雨量

（2）水位観測所

町の区域内及び隣接して設置された水位観測所は、次のとおりである。

所管 区分	観測 所名	水系名	河川名	位置	通報水位				計画高 水位 (m)
					水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	避難 判断水位 (m)	氾濫 危険水位 (m)	
札幌開発 建設部	納内	石狩川	石狩川	深川市納内町8区の1 （納内橋下流約30m）	57.50	58.90	59.20	60.10	61.75
	深川橋		石狩川	深川市花園町8丁目22の 30番地（深川橋下流約30m）	48.30	49.30	-	-	49.81
	妹背牛橋		石狩川	北海道深川市音江町稲 田（妹背牛橋下流約80m）	37.90	39.00	-	-	40.89
	伏古		石狩川	滝川市江部乙町西13丁 目（江竜橋下流約710m）	29.60	30.80	-	-	34.32
	橋本町		石狩川	新十津川町中央89番 地（滝川河川事務所）	23.20	24.60	26.50	27.00	28.15
	幌加内		雨竜川	幌加内町幌加内市街地 （清月橋下流約220m）	156.20	156.40	156.60	156.90	158.19
	多度志		雨竜川	沼田町共成24番地 （竜水橋下流約300m）	56.40	57.00	57.50	57.70	59.02
	達布橋		雨竜川	沼田町沼田1区 （達布橋下流約100m）	43.10	43.90	-	-	46.31
	北竜橋		雨竜川	妹背牛町9区 （北竜橋下流約50m）	36.80	38.10	-	-	40.45
	雨竜橋		雨竜川	妹背牛町7区 （茜橋上流約160m）	32.80	33.40	33.70	34.20	37.26
	尾白利 加川		尾白利加川	雨竜町字満寿21番25 （藤本樋管下流地点）	50.30	51.08	-	52.80	52.80
	恵岱別		恵岱別川	雨竜町字桂の沢1160 番4（桂沢橋地点）	63.85	64.76	-	65.86	65.86

2 水位の通報

観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超える場合、その水位は国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載されるため、随時情報の把握を行うものとする。

3 障害時の水位情報

観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由によって上記ホームページに観測地を掲載できないときは、5に記載の水位等通報系統図により、町への通報がなされる。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

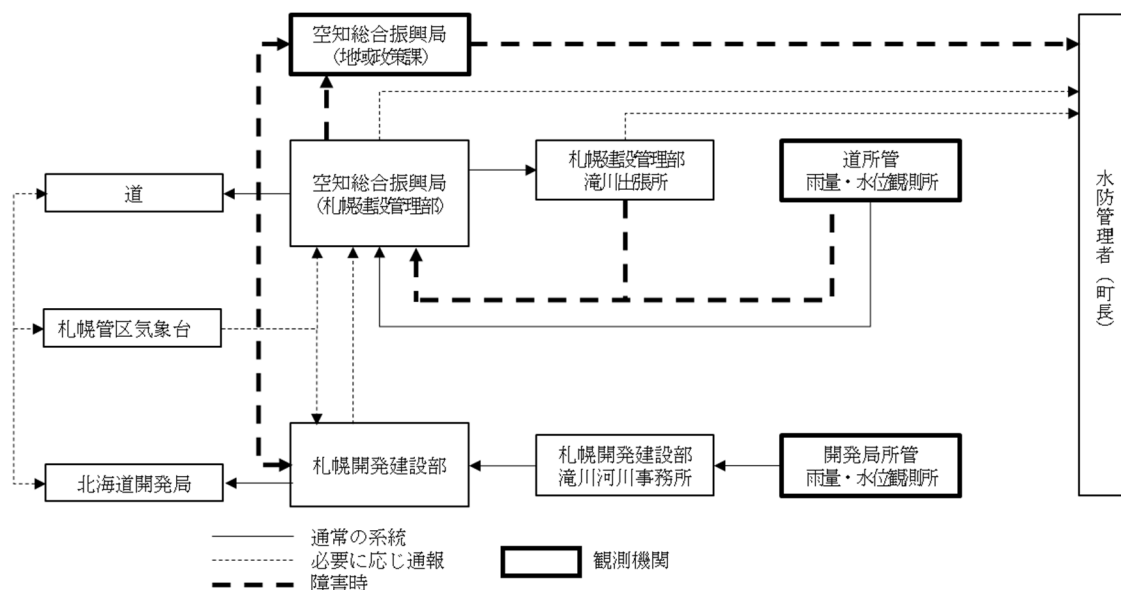
- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- (5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- (6) 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

4 水位の公表

北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向けの川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表を行うため、町は、随時確認を行うものとする。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短 10 分ごとに速報値として更新されている。法第 12 条第 2 項の規定により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名、水位観測所名、所在値、水位状況等」を掲載することにより行われる。

5 水位等通報系統図



第2 雨量の通報

1 雨量の通報

観測所の雨量は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載され、これにより町への通報がなされる。

2 障害時の雨量の通報

観測所の雨量が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、上の水位等通報系統図に沿って町へ通報される。

通報は電話又は防災行政無線により行い、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

(1) 降雨開始から 24 時間以内に 60mm 以上の降雨があったとき。

(2) 1 時間雨量が 25mm（融雪期 10mm）に達したとき。

第2節 水防管理者等の情報収集

第1 気象予報及び警報、雨量、水位情報等の収集

水防管理者（町長）及び水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

水防管理者（町長）及び水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネット上に公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向け国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。

1 市町村向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
気象庁 防災情報提供システム※	https://bosai.jmainfo.go.jp	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト（降水・雷・竜巻）、高解像度降水ナウキャスト、洪水警報の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布、流域雨量指数の予測値 等

※貸与された ID、パスワードにより利用

2 一般向け情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/ http://www.bousai-hokkaido.jp/ (携帯電話用)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台 ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、アメダス、レーダーナウキャスト、洪水警報の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布 等
気象庁 ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト（降水・雷・竜巻）、洪水警報の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布 等

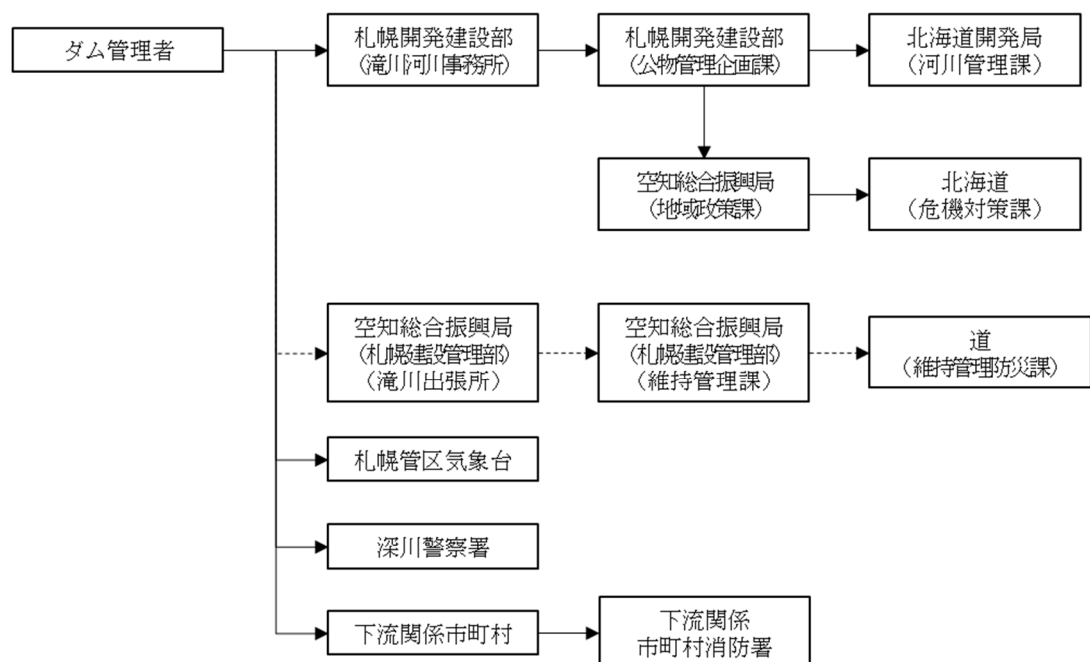
第5章 ダム、水門等の操作

第1 ダム操作

- 1 補助ダムの管理者（道）は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法（昭和39年法律第167条）に基づき定めたダム操作規則等により貯水放流、門扉開閉等を行う。（河川法第14条）
- 2 利水ダムの管理者（町）は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法に基づき定めたダム操作規則等により貯水放流、門扉開閉等を行う。（河川法第14条）
- 3 ダム管理者は、出水期に先立ち、ダムの管理に支障がないように、門扉等の点検、整備をするものとする。
- 4 ダム管理者は、出水時の放流を行うときは、放流に伴う下流水域の危険予防のため、下流関係機関の水防警報又は活動体制等を十分に考慮し、ダム操作規則又はダム操作規定等により関係機関に対し、予報し、通知するものとする。
- 5 河川管理者は、河川法第52条の規定により、洪水による災害の発生の防止、軽減を図るため、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができる。
 - （1）予備放流の指示
 - （2）貯留制限の指示
 - （3）洪水調整の指示
 - （4）解除の指示

第2 ダム情報系統図

1 利水ダム（国許可）の情報系統図



第3 水門等の操作

1 河川区間の水門等（洪水）

水門等の管理者は、常に施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適切な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報、注意報等及び洪水予報、水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

2 操作連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡する。

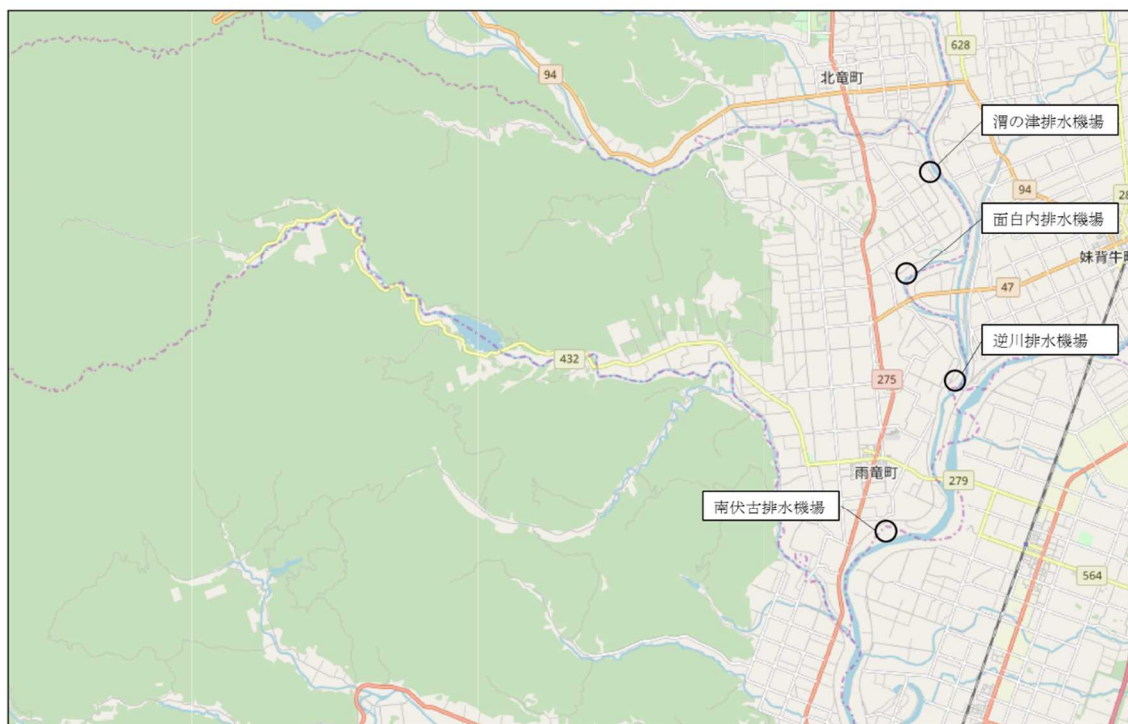
3 連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡する。

4 排水機場

町の区域内及び隣接して設置された排水機場は、次のとおりである。

区 分	施 設 名	住 所
排水機場	南伏古排水機場	雨竜町字尾白利加 85-29
	逆川排水機場	雨竜町字中島 64-324
	面白内排水機場	雨竜町字面白内 2032-1 地先
	渭の津排水機場	雨竜町字渭の津 74-75



<https://openstreetmap.org/copyright> <https://openstreetmap.org>
オープンライセンスによるOpenStreetMapおよび協力者の著作権を保護する

第6章 通信連絡

第1 水防通信網の確保

1 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体（町）は、道と連携を図り、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

2 水防管理団体の通信施設

水防管理団体（町）は、水災時においては、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備を使用して迅速な通信連絡を図るとともに、電話不通時に備えて対策を講じる。

3 連絡責任者

水防管理団体（町）の連絡責任者は、総務課長とし、水防警報及び警報連絡等の重要性に鑑み、その氏名及び連絡先等をあらかじめ関係のある水防管理団体及び水防に関係のある機関に通知する。

第2 「災害時優先通信」の利用

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地から発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

第3 通信設備の利用及び通信途絶時等における措置等

1 災害時優先通信

利用に当たっては、各電話会社等の電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、水防管理団体（町）は、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

2 電報による通信

電報による通信については、町防災計画一般災害対策編第5章第2節第2の2「電報による通信」を準用する。

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

(1) 町の通信施設

ア 北海道総合行政ネットワークによる通信

北海道総合行政ネットワークを利用して情報の収集及び伝達を行う。

イ 町防災行政無線

町防災行政無線（移動局を含む。）を利用して情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

ウ 消防無線による通信

滝川地区広域消防事務組合及び消防車に設置されている無線を利用して情報の収集及び応急措置命令の通信を行う。

(2) 陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、師団及び旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経で行う。

(3) 警察電話等による通信

深川警察署の専用電話又は無線電話を利用して、通信相手機関に最も近い警察機関を経で行う。

(4) 北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信

北海道電力ネットワーク株式会社滝川ネットワークセンターを経で行う。

(5) 北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による通信

北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による無線を利用して情報の収集及び伝達を行う。

4 通信途絶時等における措置

これまでに掲げた各通信系をもって通信を行うことができないとき又は通信を行う事が著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡する等、臨機の措置を講ずるものとする。

また、北海道総合通信局では、防災関係機関が希望する場合、移動通信機器の貸出を行っているので、その利用も検討する。

[連絡先] 総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451

様式 1	通信機器の借用様式（災害対策用移動電源車）	P 64
様式 2	通信機器の借用様式（通信機器）	P 67
様式 3	通信機器の借用様式（臨時災害放送局用機器）	P 70

第7章 水防施設及び輸送

第1節 水防資機材

第1 水防資機材の備蓄

水防管理団体（町）の備蓄する資機材に不足が生じたときは、災害時の防災資機材相互利用に関する協定を締結している新十津川町のほか、町内の各産業団体や民間企業の協力を得ながら調達する。

資料3	水防資機材	P 55
資料4	各種協定等	P 56

第2 水防資機材の調査等

水防管理者（町長）は、水防資機材の確保のため、その区域内において水防用資機材を資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用又は、損傷により不足を生じた場合は直ちに補充する。

第3 道の応援要請

水防管理者（町長）は、水防活動に必要な水防資機材に不足を生じ、他の調達の方法がないときは、道有防災資機材備蓄センター及び水防倉庫を管理する空知総合振興局長に道有防災資機材備蓄センター及び水防倉庫の水防資機材の払出しを申請することができる。

なお、空知総合振興局の道有防災資機材備蓄センター及び水防倉庫は、次のとおりである。

区 分	所 在 地
備蓄センター	岩見沢市岡山町 18
防災ステーション	新十津川町字中央 11 番地 48

第4 水防用土砂の堆積、採取

水防管理者（町長）は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要箇所に土砂を堆積しておく。堆積場所は、次のとおりとする。

堆積場所	所 在 地
雨竜町土砂堆積場	雨竜町字満寿 33-17 外 1

第2節 輸送の確保

第1 水防管理者（町長）の措置

水防管理者（町長）は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を行うに当たり、緊急輸送道路及び防災拠点施設から状況に応じて輸送経路を確保する等、万全の措置を講じておく。

資料5	緊急輸送道路	P 60
資料6	緊急輸送道路図	P 60

第2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、町防災計画一般災害対策編第5章第14節「輸送計画」に定めるところにより、必要な措置を講ずる。

第8章 巡視、警戒及び重要水防箇所

第1節 巡視及び警戒

第1 河川等の巡視

法第9条の規定により、水防管理者（町長）及び水防団長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）等に通知する。

河川等の管理者、その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（町長）に通知する。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。この際、水防団等が立会又は共同で行うことが望ましい。

第2 非常警戒

水防管理者、消防機関等の長は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに空知総合振興局長及び河川等の管理者に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出、崩壊
- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれている状態
- (5) 排水門及び取水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋梁その他の構造物と取り付け部分の異常
- (7) ため池、ダム等については、次の事項に注意する。
 - (ア) 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
 - (イ) 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
 - (ウ) 取水施設、余水吐、放水路等の状態
 - (エ) 流入及び浮遊物の状況
 - (オ) 周辺の地すべり等の崩落状況

第2節 重要水防箇所

水防管理者等は、重要水防箇所（第1章第2節「用語の定義」参照）を中心として随時町内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川等の管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握する。

資料7 重要水防箇所	P61
------------	-----

第9章 水防活動

第1節 町の非常配備体制

第1 町の非常配備体制

水防管理団体（町）は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理する。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

図表 非常配備体制の基準

区分	種別	配 備 時 期	配備要員	活動内容
災害対策連絡会議【設置前】	第1非常配備	(1) 気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。 (大雨警報、洪水警報) (2) 局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき。 (3) 町内に震度4の地震が発生したとき。	課長職全員 総務課長が指名する職員 (総務担当主幹)	(1) 災害情報の収集 (2) 町施設等の警戒巡視
災害対策連絡会議	第2非常配備	(1) 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき。 (2) 住家の床上浸水や農地の浸水、交通機関の障害等が発生したとき。 (3) 事故等により人的被害の拡大が予想されるとき。 (4) 町内に震度5弱の地震が発生したとき。	管理職全員 総務担当職員 各課長が指名する職員	(1) 災害情報の収集、伝達 (2) 防災関係機関と連絡調整 (3) 災害危険地及び町施設等の警戒巡視 (4) 災害応急対策の準備 (5) 非常配備体制の移行準備
本部	第3非常配備	(1) 大型台風の接近等で多くの被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき。 (2) 多くの地域で避難勧告や孤立集落の発生、多くの交通機関の障害等により応急対策が必要なとき。 (3) 事故等により、被害が大規模で、人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 (4) 町内に震度5強以上の地震が発生したとき。	全職員	(1) 災害情報の収集及び伝達の強化 (2) 防災関係機関との密な連絡調整 (3) 災害応急対応

(注) 被害の状況等により、上記基準により難いと認められる場合においては、臨機応変の配備体制をとるものとする。

第2 水防団及び消防機関の非常配備

水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要が認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。その他基準はおおむね次のとおりとする。ただし、水防管理者（町長）は、配備団員の安全確保を図らなければならない。

種別	配備の時期	配備の内容
待機	1 水防警戒河川に水防警報（待機）が発令されたとき。 2 石狩川の水位が水防団待機水位に達し、待機を必要と認めたとき。 3 大雨警報（浸水害）若しくは洪水警報が発表されたとき又は河川等の状況により待機を必要と認めたとき。 4 道知事から待機の指示を受けたとき。	1 幹部消防職員及び水防団員の招集を行い、状況に応じ直ちに出勤できる非番の職員に対し自宅待機を指示する。 2 水防団員のうち副分団長以上の招集を行い、状況に応じ直ちに出勤できるよう水防団員に対し自宅待機を指示する。 3 水防区域、その他水防上注意を要する区域の非常監視警戒を行うこと。 4 予想される災害の状況程度によって、一部の消防職員及び水防団員を招集し、隊の増強を行うこと。
準備	1 水防警報（準備）が発令されたとき。 2 大雨警報（浸水害）若しくは洪水警報が発表されたとき又は河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき。 3 道知事から出動準備の指示を受けたとき。	1 非番消防職員の半数、水防団員の半数を招集し、各隊の編制を行うこと。 2 本部に連絡員の派遣を行い、情報収集に努めること。 3 出動車両、排水ポンプ及び救命ボートの点検整備を行うこと。 4 水防資機材及び各隊装備器材の整備を行うこと。 5 出動時の順路を検討し、これに伴う対策の確認を行うこと。 6 重要水防区域、その他水防上の注意を要する箇所の非常監視及び警戒の強化を行うこと。
出動	1 水防警報河川に水防警報（出動）が発令されたとき。 2 石狩川氾濫注意情報が発令されたとき及び雨量、水位、流量その他の状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3 大雨警報（浸水害）若しくは洪水警報が発表されたとき又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の水があふれる、決壊等のおそれがあるとき。 4 道知事から出動の指示を受けたとき。	消防職員、水防団員の全部を招集し、隊の編成を行い、現地に出動し、水防活動及び避難救助活動を行うこと。

第2節 警戒区域

第1 警戒区域の設定

法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

第2 警察官の警戒区域の設定

第1の定める場所において、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

第3 警戒区域設定の報告

第1において警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者（町長）及び深川警察署に報告する。

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

水防管理者（町長）は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

その際、水防団員は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4節 緊急通行

法第19条の規定により水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない道路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法第19条第2項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第5節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか、町防災計画一般災害対策編第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

第1 避難及び立退きの指示

- 1 法第29条の規定により、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。なお、水防管理者が避難区域等を指示する場合は、当該区域を管轄する警察署にその旨を速やかに通知する。
- 2 水防管理者（町長）は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を空知総合振興局長に速やかに報告する。
- 3 水防管理者（町長）は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知するよう努める。

第2 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者（町長）が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき、又は、水防管理者（町長）から要求があったときは、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

警察官が立退きを指示したときは、直ちに水防管理者（町長）に通知しなければならない。

第3 避難及び立退きの順序

避難及び立退きの順序は、町防災計画一般災害対策編第5章第4節「避難対策計画」を準用する。

第4 避難者の輸送

避難者の輸送は、町防災計画一般災害対策編第5章第14節「輸送計画」を準用する。

第5 避難場所の指定

避難場所は、町防災計画一般災害対策編第5章第4節「避難対策計画」を準用する。

第6節 決壊、越水等の通報

第1 決壊、越水等の通報

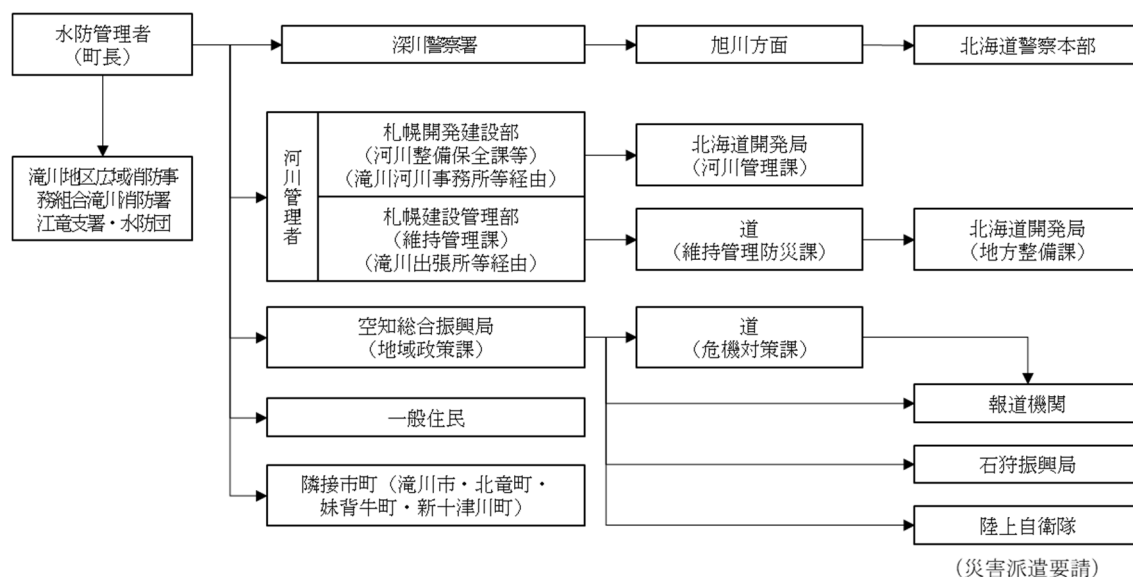
法第25条の規定により、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（町長）、水防団長、消防機関の長は、直ちに地域住民、関係機関及び隣接市町村に通報する。

通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には、水防管理者（町長）に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供する。

また、河川管理者は、自ら管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制、方法を関係者と確認する。

第2 通報、連絡系統図

決壊、越水等が発生した場合の連絡体制は、次のとおりである。



第3 決壊、越水後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者（町長）、水防団長、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が発生しないよう努める。

第7節 水防解除

第1 水防管理団体（町）の非常配備の解除

水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知する。

第2 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者（町長）が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資機材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

第10章 協力及び応援

第1 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体（町）が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1 北海道開発局長の協力

- （1）水防管理団体（町）に対して、国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の映像、ヘリ巡視の画像等の河川に関する情報の提供
- （2）重要水防箇所の合同点検の実施
- （3）水防管理団体（町）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （4）水防管理団体（町）及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与
- （5）洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体（町）と北海道開発局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体（町）への職員の派遣（リエゾンの派遣）

2 道知事の協力

- （1）水防管理団体（町）に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- （2）重要水防箇所の合同点検の実施
- （3）水防管理団体（町）が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （4）水防管理団体（町）及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資機材の貸与

第2 水防管理団体相互間の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」に基づき、道及び他市町村へ応援を求める。

また、他の水防管理者又は他の消防機関の長、水防団長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じる。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

協力応援系統は、次のとおりとする。



第 3 警察官の援助の要求

警察官との応援協力は、町防災計画一般災害対策編第 5 章第 12 節「災害警備計画」に定めるとおりであり、水防管理者（町長）、消防長及び水防団長が応援協力を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- | | |
|----------------------------|--------------|
| (1) 警察通信施設の使用 | 法第 27 条第 2 項 |
| (2) 警戒区域の設定 | 法第 21 条第 2 項 |
| (3) 警察官の出動 | 法第 22 条 |
| (4) 避難のための立退きを指示した場合における通知 | 法第 29 条 |

第 4 自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 1 項の規定により、水防管理者（町長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、町防災計画一般災害対策編第 5 章第 6 節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、道知事（空知総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては、次の事項を明らかにする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第 11 章 水防信号、水防標識及び身分証票

第 1 節 水防信号

法第 20 条の規定により、道知事が定める水防信号は、次のとおりである。

- (1) 第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- (2) 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第 3 信号 水防管理団体区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- (5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う

表 水防信号

	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止 -
第 2 信号	○-○-○ ○-○-○	約 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止 -
第 3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止 -
第 4 信号	乱 打	約 1 分 5 秒 1 分 ○ - 休止 - ○

- (備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

第 2 節 水防標識

法第 18 条の規定に道知事が定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

法第49条第1項及び第2項の規定に定める業務を行うための町職員、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者の身分証票は、次のとおりとする。

(表)

水防立入調査員証	
所属 職 氏名	
上記の者は、水防法（昭和24年法律第193号）第49条第2項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。	
	年 月 日
水防管理者	印

(裏)

注 意
1 本書は、他人に貸与し、若しくは贈与し、又は勝手に訂正しないこと。
2 本書は身分を失ったときは直ちに発行者に返還すること。

縦9センチメートル 横6センチメートル

第 12 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

第 1 費用負担

法第 41 条の規定により、水防管理団体（町）の水防に要する費用は、水防管理団体（町）が負担する。

法第 23 条第 3 項及び第 4 項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた他の水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体より応援を求められた水防管理団体（町）が協議して定める。

第 2 利益を受ける市町村の費用負担

法第 42 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定により、水防管理団体（町）の水防によって、水防管理団体（町）の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体（町）と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体（町）は、道知事にあつせんを申請することができる。

第 2 節 公用負担

第 1 公用負担

法第 28 条第 1 項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- （１）必要な土地の一時使用
- （２）土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- （３）車両その他の運搬用機器の使用
- （４）排水用機器の使用
- （５）工作物その他の障害物の処分

第 2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（町長）、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを掲示しなければならない。

様式 4 公用負担権限委任証	P 73
----------------	------

第 3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令票を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

様式 5 公用負担命令票	P 74
--------------	------

第 4 損失補償

法第 28 条第 2 項の規定により、水防管理団体（町）は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第13章 水防報告

第1 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに空知総合振興局長に報告する。

- （1）水防団及び消防機関を出動させたとき。
- （2）他の水防管理団体に応援を求めたとき。
- （3）その他報告を必要と認める事態が発生したとき。

様式6 水防報告様式例	P 75
-------------	------

第2 水防活動実施報告

水防管理者（町長）は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに空知総合振興局長に報告する。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

資料7 水防活動実施状況報告書	P 76
-----------------	------

第 14 章 水防訓練

第 1 水防訓練

水防管理団体（町）は、水防技術の向上を図るため、水防団及び消防機関の水防訓練を実施する。また、必要に応じ、河川管理者に水防訓練への参加を要請することができる。

第 15 章 災害補償等

第 1 消防員等の公務災害補償

法第 6 条の 2 に規定により、水防団長及び水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、水防団長又は水防団員の属する水防管理団体（町）は、町又は消防事務組合にあっては条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第 2 水防に従事した者の損害補償

法第 24 条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、法第 45 条の規定により、水防管理団体（町）は、政令で定める基準に従い、町又は消防事務組合にあっては条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第 16 章 退職報償金

法第 6 条の 3 の規定により、水防団長又は水防団員で非常勤の者が退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、町又は消防事務組合にあっては条例で、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

第 17 章 水防協力団体

第 1 水防協力団体の指定

法第 36 条第 1 項の規定により、水防管理者（町長）は、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、次に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

法第 36 条第 2 項の規定により、水防管理者（町長）は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

第 2 水防協力団体の業務

法第 37 条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行う。

- （１）水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- （２）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供すること。
- （３）水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- （４）水防に関する調査研究を行うこと。
- （５）水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- （６）（１）～（５）に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第 3 消防団等との連携

法第 38 条の規定により、水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に上記第 2 に掲げる業務を行う。

第 18 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水防止のための措置

第 1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

法第 15 条第 1 項の規定により、町防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、町防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所に関する事項
- (3) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当する大規模工場等での洪水時等の浸水防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。）
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第 2 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により町防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

第 3 大規模工場等における浸水防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により町防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。町は、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第 4 洪水ハザードマップ等の配布等

法第 15 条第 4 項の規定により、町長は、町防災計画において定められた上記第 1 の（１）～（５）に掲げる事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第 7 条第 3 項に規定する事項のうち洪水時において同法第 2 条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供する。

第 5 住民への周知

町は、洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けることができる状態にする。

第 6 浸水被害軽減地区の指定等

法第 15 条第 6 項の規定により、水防管理者は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛り土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- （１）水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- （２）水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- （３）水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定したときは、国土交通省で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
- （４）浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- （５）何人も、標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第 7 予想される水災の危険の周知等

法第 15 条第 11 項の規定により、町長は、当該市町村の区域内に存する河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

第 19 章 指定水防管理団体の水防計画及びその作成要領

第 1 指定水防管理団体の水防計画

町は、道知事より指定水防管理団体に指定されている。法第 33 条第 1 項の規定により、指定水防管理団体の水防管理者（町長）は、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

法第 33 条第 2 項の規定により、指定水防管理団体の水防管理者（町長）は、水防計画を変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会又は町防災会議に諮るとともに、水防計画を変更したときは道知事に届け出なければならない。

第 2 水防計画の公表

法第 33 条第 3 項の規定により、指定水防管理団体の水防管理者（町長）は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表する。

第 3 水防協議会の設置

法第 34 条第 1 項の規定により、指定水防管理団体（町）は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

法第 34 条に定めるもののほか、指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、町又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合の議決で定める。

第 4 指定水防管理団体の水防計画作成要領

指定水防管理団体（町）の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資機材、事態を想定して、具体的に定めるものとする。

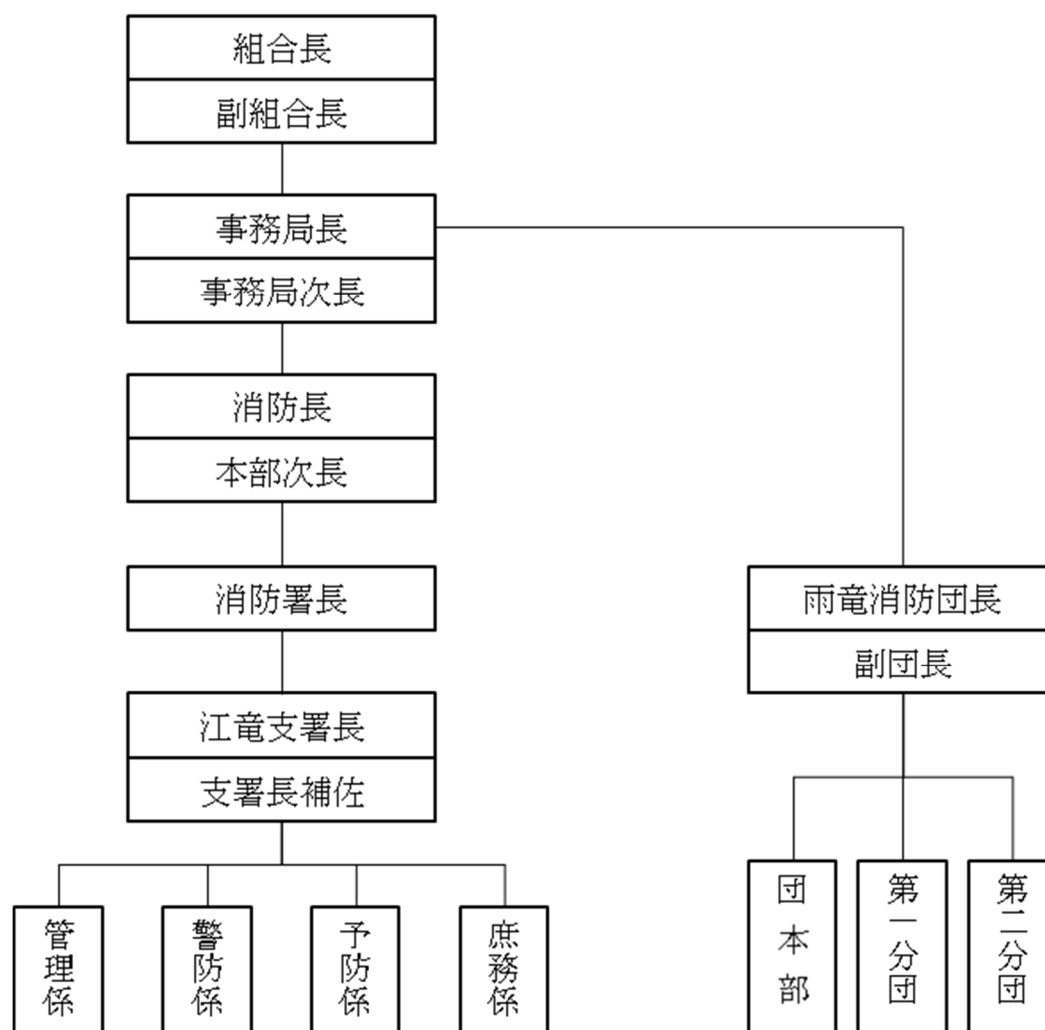
資 料

資料1 雨竜町防災会議の組織



資料2 消防機関の組織

(滝川地区広域消防事務組合消防組織図)



資料3 水防資機材

品 名	単 位	数 量
スコップ（剣先）	丁	3 3
スコップ（角）	丁	1 1
掛矢	丁	1 1
クワ	丁	1 8
つるはし	丁	1 1
斧（木割 1.7kg）	丁	1 1
なた（刃渡り 21cm）	丁	1 1
ハンマー（3.6kg）	丁	1 1
のこ（折りたたみ 24cm）	丁	1 1
金づち（230 g）	丁	1 1
ペンチ	丁	1 1
しの	丁	1 1
ボトルクリッパー	丁	1 1
テコバール	丁	1 1
リヤカー	台	2
発電機（3.5kVA）	台	1
発電機（3.5kVA）	台	1
発電機（2.5kVA）	台	5
発電機（2.8kVA）	台	2
排水水中ポンプ（ホース付き）	台	5
排水水中ポンプ（底水用）	台	1
2 灯式投光器（三脚付）	基	4
1 灯式投光器（三脚付）	基	7
発電機付投光器（バルーンタイプ）	基	1
電工ドラム（30m）	台	9
電工ドラム（50m）	台	2
コードドラム（30m）	台	2
チェンソー	台	1
ガソリン携行缶（5L）	缶	5
ガソリン携行缶（10L）	缶	1 0
ゴムボート（5 人乗）	台	2
救命胴衣	着	1 0
PP 土のう	袋	3, 500
ブルーシート（3.6m×5.4m）	枚	20
ロープ（9mm×100m）	巻	20

資料4 各種協定等

防災資機材相互利用協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時において新十津川町（以下「甲」という。）と雨竜町（以下「乙」という。）が、それぞれ保有する防災資機材を相互に利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(一覧表の作成)

第2条 甲及び乙は、相互利用に供する防災資機材（以下単に「防災資機材」という。）の名称、規格及び数量を一覧表に整理するとともに、常に最新のものを相手方に交付するものとする。

(要請)

第3条 相手方の防災資機材が必要なときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書で要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害等の状況

(2) 提供を要請する物品名及びその数量

(3) 提供の期間（消耗品を除く。）

(費用の負担)

第4条 使用により消耗、破損又は紛失した防災資機材は、使用した町が同等品をもって返却するか又は相当金額を支払うものとし、返却又は支払い方法については、甲乙協議するものとする。

2 乙は、甲が所有する衛星携帯電話を使用する場合は、使用した通話料を甲に支払うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、更に1年間更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定める事項のほか、疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年6月1日

甲 新十津川町長

乙 雨竜町長

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、道内において災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号にさだめるもののほか、特に要請のあった事項

(地域区分)

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

(道の役割)

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

(連絡担当部局)

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(応援要請の区分)

第6条 応援要請は、被災市町村の長から知事又は市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員

(5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通知するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条の第1項の規定による被災市町村の長から要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年11月5日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成9年11月5日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

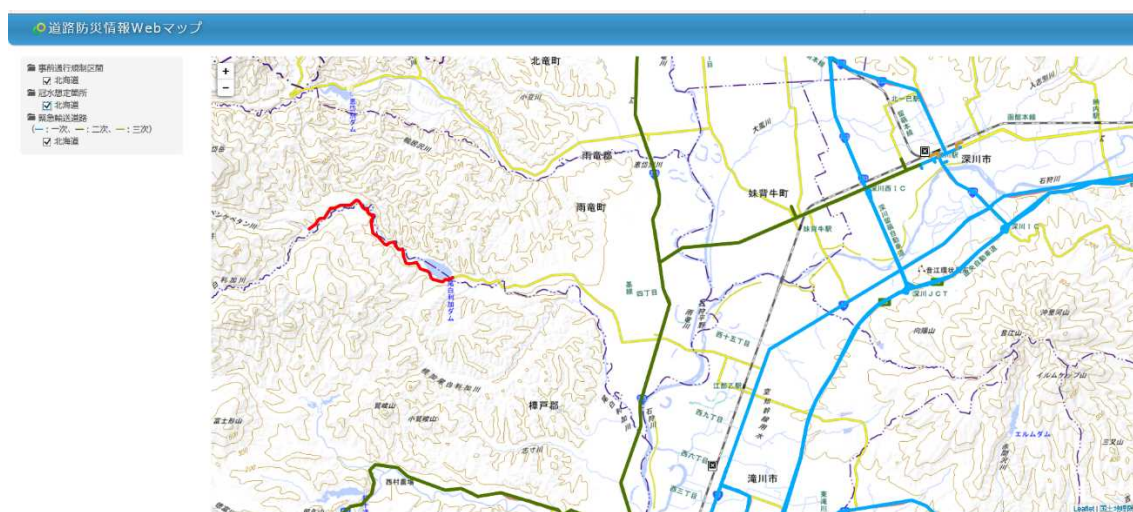
別表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知支庁	空知支庁管内の市町村	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

資料5 緊急輸送道路

機能区分	道路情報	路線番号	路線名
1 次			
2 次	国道一部	2 7 5 号線	国道 2 7 5 号線
	道々一部	4 7 号線	道々 4 7 号線
3 次	—	—	—

資料6 緊急輸送道路図



○国土交通省道路防災情報 Web マップより

資料 7 重要水防箇所

1 石狩川

No.	左右岸	種 別	重点 区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高 水位	計画 築堤高	現況 築堤高	既往 災害	事務所
100	右岸	堤防高	○	B	伏古築堤	100.1～101.5		1.29	101.0	32.05	34.05	34.71		滝川
101	右岸	堤防高		B	伏古築堤	102.5～103.0		0.45	103.0	33.31	35.31	36.04		滝川
140	左岸	堤防断面		B	六戸島築堤	107.0～107.3		0.3	107.0	36.07	38.07	38.79		滝川
168	右岸	堤防断面	○	B	伏古築堤	100.1～100.7		0.6	100.5	31.72	33.72	34.12		滝川
169	右岸	堤防断面		B	伏古築堤	101.0～103.0		1.78	102.0	32.7	34.7	35.97		滝川
170	右岸	堤防断面		B	伏古築堤	103.5～105.92		2.21	104.5	34.2	36.2	36.96		滝川
207	右岸	水衝・洗掘	○	B	伏古築堤	100.2～101.8		1.44	101.0	32.05	34.05	34.71		滝川
285	左岸	旧川跡		要注意	六戸島築堤	106.65～107.3		0.58	107	35.85	37.85	38.58		滝川
326	右岸	旧川跡		要注意	伏古築堤	102.3～104.5		1.95	103.5	33.69	35.69	36.91		滝川
354	左岸	重点区間	○		六戸島築堤	106.65～106.75		0.08	106.5	35.48	37.48	38.11		滝川
374	右岸	重点区間	○		伏古築堤	100.25～100.75		0.49	100.5	31.72	33.72	34.12		滝川

2 尾白利加川

No.	左右岸	種 別	重点 区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高 水位	計画 築堤高	現況 築堤高	既往 災害	事務所
1806	左岸	堤防高	○	B	尾白利加川 左岸築堤	0.8～1.8		0.99	1.2	31.36	33.36	34.51		滝川
1807	左岸	堤防高		B	尾白利加川 左岸築堤	2.6～2.8		0.2	2.6	34.99	36.49	37.4		滝川
1811	-	工作物		B	尾白利加橋	0.74			0.74	31.36	33.36	33.12		滝川
1812	左岸	旧川跡		要注意	尾白利加川 左岸築堤	2.15～2.7		0.55	2.4	33.56	35.06	35.98		滝川
1815	左岸	重点区間	○		尾白利加川 左岸築堤	1.3～1.5		0.2	1.4	31.36	33.36	34.46		滝川

3 雨竜川

No.	左右岸	種 別	重点 区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高 水位	計画 築堤高	現況 築堤高	既往 災害	事務所
1912	右岸	堤防断面		B	追分築堤	3.2～3.4		0.33	3.4	36.01	37.63	38.57		滝川
1913	右岸	堤防断面		B	追分築堤	3.6～3.8		0.33	3.6	36.20	37.74	38.47		滝川
1914	右岸	堤防断面	○	B	追分築堤	4.1～4.2		0.1	4.2	36.39	37.89	38.46		滝川
1943	-	工作物		B	雨竜橋	6.57			6.57	37.62	39.12	39.09		滝川
1971	右岸	旧川跡		要注意	伏古築堤	1.4～2.49		1.21	2.0	35.40	37.28	37.85		滝川
1972	右岸	旧川跡		要注意	追分築堤	2.49～2.7		0.28	2.6	35.68	37.44	38.32		滝川
1973	右岸	旧川跡	○	要注意	追分築堤	4.1～4.3		0.27	4.2	36.39	37.89	38.46		滝川
1975	右岸	旧川跡		要注意	面白内築堤	10.1～11.0		1.43	10.6	38.81	40.31	41.81		滝川
1994	右岸	重点区間	○		追分築堤	4.1～4.3		0.27	4.2	36.39	37.89	38.46		滝川
1996	右岸	重点区間	○		面白内築堤	11.9～12.1		0.26	12.0	39.60	41.1	42.25		滝川

4 恵岱別川

No.	左右岸	種 別	重点 区間	重要度	築堤名	距離標	箇所	延長	位置	計画高 水位	計画 築堤高	現況 築堤高	既往 災害	事務所
2050	右岸	旧川跡		要注意	恵岱別川 右岸築堤	0.8～1.1		0.27	1.0	40.06	41.56	41.56		滝川
2052	右岸	重点区間	○			0.6～0.7			0.6	40.06	41.56	41.56		滝川

様 式

様式 1 通信機器の借用様式（災害対策用移動電源車）

借 受 申 請 書

災害の発生に伴う電源供給の途絶により、通信の確保が困難な状況となったため、応急的に電源を確保する必要が生じたことから、災害対策用移動電源車の貸与を別記のとおり申請いたします。

総 務 省
北海道総合通信局長 殿

（移動電源車の貸与を受ける団体において
運用の権限を有する者）

年 月 日

印※

※ 私印で可。
自筆による署名の場合は押印不要。

貸付承認通知書

年 月 日付けの借受申請を別記のとおり承認する。

殿

年 月 日
総 務 省
北海道総合通信局長 印

借 受 書

年 月 日付けで貸与を承認された移動電源車の引渡し及び運用方法の説明を受けました。移動電源車の運用と取扱については、別記に記載された事項及び災害対策用移動電源車の貸与仕様書に従います。

総 務 省
北海道総合通信局長 殿

(移動電源車の貸与を受ける団体において
運用に権限を有する者)

年 月 日

印※

※ 私印で可。
自筆による署名の場合は押印不要。

別 記

借受申請書提出時に、以下について記入してください。

1	申 請 者 (法人の場合、その名称及び代表者名)	氏名又は 名 称			
		住 所			
2	申 請 台 数	小型移動電源車 (5. 5 kVA)			台
		中型移動電源車 (100 kVA)			台
3	使用目的及び 必要とする理由	災害時における通信の確保等の用として、応急的に電源供給できる移動電源車が必要となるため。			
4	使 用 場 所	※ 使用場所が指定できるときのみ記入ください。			
5	借 受 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
6	引 渡 場 所				
7	備 考				

＜注意事項＞

- ① 民間事業者が移動電源車の貸与を受ける場合は、有償貸与となる。
- ② 中型移動電源車の貸与を受ける者は、電気事業法（保安管理規定の届出、電気主任技術者の選任）を遵守すること。
- ③ 中型移動電源車の貸与を申請する場合であって、緊急自動車※として運用することを希望する者は、その旨を備考欄に記載の上、緊急走行の訓練及び経験を確認できる資料を添えて申請すること。

※公安委員会から緊急自動車の指定を受けた車両が、緊急用務のため運転中のものを緊急自動車といい、中型移動電源車は災害の応急復旧のための緊急用務であれば、緊急自動車として他の交通車両に優先して道路を通行することが可能。

様式2 通信機器の借用様式（通信機器）

借受申請書

当地における災害により一時的に増大する通信需要に対応し、重要な通信の円滑な実施を確保するために必要な体制を整備するため、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下、「令」という。）第三条第八号に基づく通信機器（又はそれに準じた取扱いを要する通信機器）の無償貸付を受けたいので申請します。

令第六条に規定の事項は、別記1～5のとおりです。

総務省

北海道総合通信局長 殿

（通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の運用に権限を有する者）

年 月 日

印※

※ 私印で可。公印の必要はありません。なお、自筆の場合は押印は不要です。

貸付承認通知書

年 月 日付申請を承認する。
令第七条の規定に基づき、別記2～6及び8のとおり通知する。

殿

年 月 日

総務省

北海道総合通信局長

印

借受書

年 月 日付貸付承認に係る通信機器の引渡し及び使用方法の説明を受けました。

通信機器使用に際しては、別記 8 貸付条件に従います。

令第八条に規定の事項は、別記 2、4 及び 5 のとおりです。

総務省

北海道総合通信局長 殿

(通信機器の貸出を受ける団体において通信機器の
運用に権限を有する者)

年 月 日

印※

※ 私印で可。公印の必要はありません。なお、自筆の場合は押印は不要です。

- 1 借受申請書提出時に、二重枠線内の1～5について記入してください。
- 2 借受書提出時に、「8 貸付条件」の9項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

1	申 請 者	氏名又は名称				
		住所				
2	申 請 台 数	MCA	ショルダー型		台	
			ハンディー型		台	
		簡易無線				台
		衛星携帯電話（ ）				台
		その他（ ）				台
3	使 用 場 所	（使用場所が指定できるときのみ記入してください。）				
4	引 渡 場 所 及 び 返 納 場 所					
5	貸 付 期 間 等	借 受 日	年 月 日			
		貸 付 期 間	年 月 日（原則、貸付から6ヶ月以内）			
6	使 用 目 的	災害時における重要な通信の円滑な実施を確保するため。				
7	必 要 な 理 由	災害により一時的に増大する通信需要に対応するため。				
8	貸 付 条 件	☐ 1 通信機器の運用に当たっては、電波法及びこれに基づく命令に定めるところに従い、監督に服すること。 ☐ 2 通信機器引渡し時に交付の「無線局運用証明書」を、通信機器を実際に操作する者に携行させること。 ☐ 3 通信機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 ☐ 4 通信機器は、転貸し、又は担保に供しないこと。 ☐ 5 通信機器は、貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。 ☐ 6 通信機器について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外での使用をしないこと。 ☐ 7 通信機器は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。 ☐ 8 通信機器を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を総合通信局等の長に提出し、その指示に従うこと。当該事故原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 なお、注意を怠り、無線機を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある。 ☐ 9 総合通信局等の長は、通信機器について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。 なお、通信機器は、借受人が貸付条件に違反したとき又は総合通信局等の長が特に必要と認めたときは、満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、総合通信局等の長の指示に従い速やかに返却すること。				
備 考						

様式3 通信機器の借用様式（臨機災害放送局用機器）

【1-1】

借受申請書

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（以下「令」という。^{※1}）
第三条第三号
第三条第八号
 に基づく臨時災害放送局用機器（以下「臨災局用機器」という。）の無償貸付を受けたいので申請します。

令第六条に規定の事項は、別記1～5のとおりです。

北海道総合通信局長 殿

（貸出を受ける団体において臨災局用
機器の運用に権限を有する者）

年 月 日

印^{※2}

※1 「第三条第三号」又は「第三条第八号」のいずれかの文字を抹消又は○で囲むこと。

第三条三号：災害時以外（平常時）の貸付の場合

第三条八号：災害時の貸付の場合

※2 私印で可。なお、自筆の場合は押印は不要。

【1-2】

貸付承認通知書

年 月 日付申請を承認する。
 令第七条の規定に基づき、別記2～6及び8のとおり通知する。

殿

年 月 日

北海道総合通信局長 印

【1－3】

借受書

年 月 日付貸付承認に係る臨災局用機器の引渡し及び使用方法の説明を受け
ました。

臨災局用機器の運用と取扱いについては、別記8貸付条件に従います。

北海道総合通信局長 殿

(貸出を受ける団体において臨災局
用機器の
運用に権限を有する者)

年 月 日

印※

※ 私印で可。なお、自筆の場合は押印は不要。

別記

借受書提出時に、「8 貸付条件」の9項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れてください。

1	申請者	名称及び代表者の氏名		
		住所		
2	借受物品	☐ 臨災局用機器		1 式
		☐ 電源用ケーブル		1 台
3	使用目的			
4	使用場所			
5	借受けを必要とする理由			
6	借受期間	借受日	年 月 日	
		借受期間	年 月 日（原則、貸付から6ヶ月以内）	
7	引渡場所			
8	貸付条件			
☐ 1 臨災局用機器の運用に当たっては、電波法、放送法及びこれらに基づく命令に定めるところに従うこと。 ☐ 2 臨災局用機器の技術操作は、無線従事者が従事することとし、正常な運用に努めること。 ☐ 3 臨災局用機器は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 ☐ 4 臨災局用機器は、転貸し、又は担保に供しないこと。 ☐ 5 臨災局用機器は、貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。 ☐ 6 臨災局用機器について使用場所以外での使用をしないこと。 ☐ 7 臨災局用機器は無線局の廃止後速やかに、又は借受期間満了の日までに指定された場所に返却すること。 ☐ 8 臨災局用機器を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を北海道総合通信局長に提出し、その指示に従うこと。原因が災害又は盗難に係る場合は、関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 なお、注意を怠り、機器を亡失又は損傷させた場合、その損害を弁償させる場合がある。 ☐ 9 北海道総合通信局長は、臨災局用機器について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。 なお、借受人が貸付条件に違反したとき又は北海道総合通信局長が特に必要と認めたときは、満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、北海道総合通信局長の指示に従い速やかに返却すること。				
備考				

様式 4 公用負担権限委任証

第 号
公用負担権限委任証
住所 職名 氏名
上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明します。
年 月 日
委任者氏名 印

縦 9cm 横 6cm

様式 5 公用負担命令票

第 号

公 用 負 担 命 令 票

住所

氏名

水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

1 目的物

(1) 所在地

(2) 名 称

(3) 種 類 (又は内容)

(4) 数 量

2 負担内訳

(使用、収用、処分等について詳記すること。)

年 月 日

命令者 職 氏名

印

様式6 水防報告様式例

〇〇年台風〇〇号における水防活動
(北海道〇〇水防団(消防団)・〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇日)

○概要

〇〇町水防団(消防団)は、〇〇年〇〇月〇〇日、台風〇〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、述べ〇〇部隊〇〇名が出動。町内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや避難誘導、人命救助を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約〇〇時間	〇名	・土のう積み ・避難誘導(〇〇世帯) ・排水作業(〇件)

水防活動
又は
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動
又は
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動
又は
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動
又は
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

様式 7 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

(市町村名)

区分	水防活動 延べ人員	使用資材費			備考
		主要資材	その他の資材	計	
水防管理団体 分前回迄	人	円	円	円	
月 分					
計					

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分につかる「累計」欄の数及び金額を記入する。
- 2 「主要資材」欄は、土のう、シート、ロープ、生木、丸太、くい、板類、鉄類、釘、かすがい、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 3 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

雨 竜 町 地 域 防 災 計 画

(雨 竜 町 水 防 計 画)

沿革	昭和38年	7月	1日改正
	昭和40年	4月	1日一部修正
	昭和58年	4月	1日一部修正
	平成2年	3月15日	一部修正
	平成13年	3月26日	全部改正
	平成22年	5月18日	全部改正
	平成26年	9月	1日一部修正
	令和2年	6月15日	全部改正

雨竜町地域防災計画
(雨竜町水防計画)
発行 令和2年6月
編集 雨竜町防災会議